

2009年2月6日

情報公開 担当者 御中

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 弁護士 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41
リブビル6階 弁護士法人リブレ内
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

全国情報公開度ランキングについての照会

前略

毎年全国市民オンブズマン連絡会議が行う「全国情報公開度ランキング」にご協力いただき、大変ありがとうございます。本年も、各自治体に対して同じ項目を情報公開請求して、その公開度を比較する「全国情報公開度ランキング」を集計中です。

昨年までは、都道府県・政令市・中核市を対象として情報公開度ランキングを行ってきましたが、本年は、県内の市レベルまで調査し、「県内情報公開度ランキング」をそれぞれ発表しようとして計画しています。全国集計を8月末に岡山市で行う「第16回全国市民オンブズマン大会」で発表する予定です。

今回の調査では、首長部局の情報として、首長交際費と物品購入文書に関して既に情報公開請求を行っておりますが、追加項目の調査を行いたく、本照会への回答の形で、情報提供をお願いする次第です。

ご多忙中恐縮ですが、別紙アンケートにご回答の上、4月30日までにご送付いただけますと幸いです。

草々

回答送り先・問い合わせ先(地元集計担当)

* 担当オンブズマンの連絡先を記載

全国集計担当

全国市民オンブズマン連絡会議内田 e-mail office@ombudsman.jp

TEL 052-953-8052 F A X 052-953-8050

締め切り 4月30日(木)まで

2008年度情報公開度ランキング調査

自治体名 _____
 ご担当者の所属・お名前・連絡先

(以下の回答の基準日は2008年12月1日現在でお願いします。また、今後改定が計画されている場合は記載をお願いします。)

1. 交際費調査

【質問】 貴自治体における、首長交際費の支出相手先の公開基準について、お問い合わせします。

首長交際費を情報公開請求した際の、支出の相手方の団体名、氏名の開示基準について、2008年12月1日現在の開示基準は()である。(A～Gのうち当てはまるものを選択してください。)

- A 相手方の個人名まで全面公開(病氣見舞いの個人名まですべて開示・「病氣見舞いを支出していない」場合を含む)
- B 一部の個人名のみ非公開(個人名は病氣見舞いのみ一部非開示)
- C 非個人の公開+個人名のほとんどが公開(病氣見舞い以外の香典などの個人名は全て開示し、病氣見舞いは全面非開示)
- D 非個人の公開+個人名の一部の公開(香典・病氣見舞いにかかわらず、個人は相手により一部非開示)
- E 非個人の公開+個人名の非公開(法人・団体名のみ開示)
- F 非個人の一部の公開(個人一部公開も含む)(法人・団体名も一部非開示)
- G その他

| | A | B | C | D | E | F |
|--------|---|---|---|---|---|---|
| 病氣見舞い | ○ | △ | × | × | × | × |
| 香典等個人名 | ○ | ○ | ○ | △ | × | × |
| 非個人 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |

| | |
|---|-------------|
| ○ | 全て公開 |
| △ | 非公開とすることがある |
| × | 全て非開示 |

2. 入札結果調書

【質問】 貴自治体における、2008年1月～12月に入札したA4コピー用紙の予定価格の公開基準について、お問い合わせします。

A4コピー用紙の予定価格を情報公開請求した際の開示基準について、2008年12月1日現在の開示基準は（ ）である。（A～Dのうち当てはまるものを選択してください。）

- A 情報公開請求しなくても、予定価格を入札前に公表する制度がある
- B 情報公開請求しなくても、予定価格を入札後に公表する制度がある
- C 情報公開請求があれば入札後に予定価格を公表する
- D 公表せず

3. コピー代

【質問】 貴自治体における、情報公開請求時の開示代（紙・A4用紙）1枚当たりの金額は（ ）円である。（空欄に記入して下さい）

4. 閲覧手数料

【質問①】 貴自治体は情報公開請求時に、閲覧手数料を（ ）（A～Cのうち当てはまるものを選択して下さい）

- A 取らない
- B 取る（どういった際に取るかお書き下さい）
- C 現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中

【質問②】 ①でBと回答されていて、以前には取らなかったが現在は取るように制度を変更したケースについては、変更の理由がわかる審議経過や報告・答申等のホームページ掲載箇所をお知らせください（貴自治体のホームページに掲載していない場合は、FAXして下さるよう、お願いします）

Cと回答された場合も、現在の検討経過につきホームページへの掲載があれば、その箇所をお知らせ下さい。

5. 請求権者

【質問】 貴自治体への情報公開請求可能な人（条例上の請求。任意開示を含めない）は（ ）である。（A～Cのうち当てはまるものを選択してください。）

- A 何人も請求可能
- B 広義住民以外の人、請求理由を書けば情報公開請求可能（条例に記載あり）
- C 広義住民のみ情報公開請求可能

（回答期限 4月30日（木）まで）

この調査についての集約・問い合わせは各オンブズにお願いします。なお、全国集計の問い合わせは全国市民オンブズマン連絡会議 担当：内田までお願いします。

e-mail office@ombudsman.jp TEL 052-953-8052

FAX 052-953-8050

以上